

## 軽度者への福祉用具の例外給付について

平成28年5月（令和6年7月改定）

匝瑳市 高齢者支援課

介護保険において、軽度者（要支援1・2及び要介護1）の方に係る福祉用具（自動排泄処理装置については要支援1・2、要介護1・2・3）については、その状態像からは使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外種目」という。）は原則として保険給付の対象とすることができません。

しかしながら、下記の三つの例外に該当する場合は、福祉用具の例外給付の該当となります。

### 【例外1】

次の表の定めるところにより、調査票の基本調査を用い、保険給付対象とします。

認定調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が可能です。

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	基本調査1-7
	① 日常的に歩行が困難な者	「3. できない」
	② 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	※【例外2】参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	基本調査1-4
	① 日常的に起き上がりが困難な者	「3. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	基本調査3-1
	① 意思の伝達、介助者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障が ある者	「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記 載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要と しない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く。)	次のいずれかに該当する者	基本調査1-8
	① 日常的に立ち上がりが困難な者	「3. できない」
	② 移乗が一部介助又は全介助を必 要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	※【例外2】参照
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者	基本調査2-6
	① 排便が全介助を必要とする者	「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

## 【例外2】

【例外1】 ※部分、アの②及び、オの③については、該当する認定調査項目がありません。主治医等から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャーが必要だと判断した場合は、福祉用具の利用が可能です。**確認依頼書の提出は不要です。**

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画書に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じ随時）で行ってください。

- \* 例外給付の根拠が分かるように、関係書類を居宅サービス計画書と併せて当該判断に係る利用終了後5年間保存してください

## 【例外3】

(1) 【例外1】、【例外2】のどちらにも該当しない者のうち、次の表のi)～iii)のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行い、市への確認を受けた場合は福祉用具の利用が可能です。

該当項目	状態像の例	福祉用具種目例
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【例外1】の状態像に該当する者	・パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 ・重度のリウマチによる関節のこわばりが朝晩に強くなるための移乗の全介助を要する	・特殊寝台 ・移動用リフト(昇降座椅子)
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【例外1】の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者	・がん末期の急激な状態悪化	・特殊寝台
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【例外1】の状態像に該当すると判断できる者	・重度のぜんそく発作等による呼吸不全	・特殊寝台
	・重度の心疾患による心不全	・特殊寝台
	・嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避	・特殊寝台
	・脊髄損傷による下半身麻痺により、体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い	・床ずれ防止用具及び体位変換器

### 市への確認提出書類

- ・福祉用具貸与例外給付の確認について
- ・確認票（別紙）
- ・介護予防サービス・支援計画書又は居宅サービス計画書（1）（2）
- ・主治医の所見を記した書類及びサービス担当者会議の記録

上記確認書類は、**原則として貸与開始前に提出してください。**ただし、末期がん患者の急な退院等により、早急な対応が必要な場合など、やむを得ず貸与開始後遡って提出する場合は、貸与開始日から概ね1か月以内に提出してください。

書類提出後、市が確認を行い、適正であると判断された場合には、介護報酬の算定が可能となります。**なお、例外給付の有効期間は、認定期間の終了日までとなります。**

- \* 例外給付の利用者が要介護（支援）更新認定・状態区分の変更認定の後も例外給付の継続が必要と判断される場合は、認定後に開催するサービス担当者会議の日から1ヶ月以内に継続の確認書類を提出してください。
- \* 種目変更等が必要になった場合も、再度、例外給付の確認を行ってください。